八	○トン
九	二五四トン
一〇	五三トン
一一	六七トン
一二	三、二一一トン
一三	四五四、六五六トン
一四	一〇二、三二六トン
一四の二	二七、三九五トン
一五	五一トン
一六	六〇六トン
一七	六、二九四トン
一八	五五八トン
一九	二五トン
二〇	八三トン
二一	一、三八六トン
二二	四〇トン
二三	二四トン
二四	一トン
二五	○トン
二六	五六トン
二七	五六トン
二八	○トン
二九	○トン

二　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十八年四月三十日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一三	四五四、六五六トン
一四	三六、三八一トン

○財務省告示第百六十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十八年度の初日から平成二十八年四月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を次のように告示する。

平成二十八年五月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

1　平成二十八年度の初日から平成二十八年四月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　二万八百六十七トン

二　冷凍牛肉　三万千二百八十七トン

2　平成二十八年度の初日から平成二十八年四月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　九千七十四トン

二　冷凍牛肉　一万九百二十九トン

○財務省告示第百六十九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十八年度の初日から平成二十八年四月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十八年五月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十八年度の初日から平成二十八年四月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　六万九千百十三トン

二　生きている豚及び豚肉等　六万九千百九トン

○財務省告示第百七十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の八第四項の規定に基づき、平成二十八年度の初日から平成二十八年四月三十日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十八年五月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十八年度の初日から平成二十八年四月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　一万千七百七十一トン

二　冷凍牛肉　二万三百五十五トン

○財務省告示第百七十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項第二号の規定に基づき、平成二十八年度における第二号に係る輸入基準数量及び同年度における第二号に係る協定対象外輸入基準数量を次のように告示する。

平成二十八年五月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

1　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項第二号に規定する第二号に係る輸入基準数量は、平成二十八年度につき、平成十四年度及び平成十五年度における各年度の生鮮等牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量に百分の百十七を乗じて得た数量及び平成二十七年度における冷凍牛肉の輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量とし、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　二十九万二千三百五十五トン

二　冷凍牛肉　三十二万七千百九十五トン

2　関税暫定措置法第七条の五第一項第二号に規定する第二号に係る協定対象外輸入基準数量は、平成二十八年度につき次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　九万三千三百七十二トン

二　冷凍牛肉　十二万九千五百一トン

○財務省告示第百七十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項第二号の規定に基づき、平成二十七年度までの過去三年度における各年度の豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量を次のように告示する。

平成二十八年五月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

八十五万千五百八十二トン

○文部科学省厚生労働省告示第三号

建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第六号）の施行に伴い、及び租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十三条の五の三第二項第四号の規定に基づき、租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第二項第四号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める事項（平成二十五年文部科学省厚生労働省告示第一号）の一部を次のように改正し、平成二十八年六月一日から適用する。

平成二十八年五月三十一日

文部科学大臣　馳　浩

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第四の二のロの表中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第三項第二号、第三号及び第九号」を「同条第三項第三号、第四号及び第十号」に改める。

○厚生労働省告示第二百三十六号

建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第六号）の施行に伴い、及び消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十四条の三第一号の規定に基づき、消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等（平成十七年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次のように改正し、平成二十八年六月一日より適用する。

平成二十八年五月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第四の二のロの表中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第三項第二号、第三号及び第九号」を「同条第三項第三号、第四号及び第十号」に改める。